

第2章

国際社会の課題

第1節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学(NBC)兵器などの大量破壊兵器やその
Nuclear, Biological and Chemical
 運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。特に、従来の

抑止が有効に機能しにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得・使用する懸念は依然として高い。

1 核兵器

米ソ冷戦のさ中、62(昭和37)年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、70(同45)年に発効した核兵器不拡散条約(NPT)のもと、66(同41)年以前に核爆発を行った国¹以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった²。

現在、NPTは190か国³が締結しているが、かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で⁴、インド、イスラエルおよびパキстанは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいる。また、06(平成18)年10月および09(同21)年5月に核実験の実施を発表した北朝鮮のように核兵器の開発・保有を自ら宣

言している例もある⁵。

09(同21)年4月のオバマ米大統領による、核兵器のない世界を目指すとした演説は、米国自らが、核抑止力を維持しつつ米国の国家安全保障における核兵器の役割を低減させることをはじめ、米露間における第1次戦略兵器削減条約(START I)に代わる新たな条約の締結、米政府による包括的核実験禁止条約(CTBT)⁶の批准の追求など⁷、具体的な取組を行う決意を表明したもので、国際社会による核不拡散・核軍縮へ向けた取組を促すこととなった。

10(同22)年4月には、米露両大統領によりSTART IIに代わる新たな戦略兵器削減条約への署名が行われ、11(同23)年2月、同条約は発効した⁸。10(同22)年4月にワシ

1 米国、ソ連(当時)、英国、フランス、中国。ただし、フランスと中国のNPT加入は92(平成4)年

2 NPT第6条は、各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定

3 12(平成24)年4月現在

4 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ

5 北朝鮮は、93(平成5)年にNPTからの脱退を宣言した後、NPT締約国としてとどまることを約束したが、03(同15)年1月、再びNPTからの脱退を宣言した。05(同17)年9月に採択された六者会合の共同声明において、北朝鮮は、NPTに早期に復帰することを約束したが、その後、2度の核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、NPTに対する重大な挑戦である。

6 いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約で、96(平成8)年採択。発効要件国44か国のうち8か国(米国、中国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト、北朝鮮)が未批准。インドネシアは12(同24)年2月、CTBTの批准国となった。米国は10年ぶりの参加となった09(同21)年に引き続き、11(同23)年9月にもCTBT発効促進会議に参加した。

7 このほか、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始への意思の表明、テロリストへの核拡散を防止するための核物質管理についての新たな国際的取組の開始、が挙げられた。FMCTは、兵器用の核分裂物質(兵器用高濃縮ウランおよびプルトニウムなど)の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器保有国の出現を防ぐとともに、核兵器保有国による核兵器の生産を制限しようとするものである。

8 同条約は、条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで削減することなどを内容とするものである。米国は12(平成24)年4月、同年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,737発、配備運搬手段は812基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,492発、配備運搬手段は494基・機であると公表した。

トンで開催された核セキュリティ・サミットでは核テロリズムの脅威を低減させるため、すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底するための措置をとるべきことなどが採択された。同年5月に開催されたNPT運用検討会議では、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用それぞれについて、将来の具体的な行動計画を含む最終文書が採択された⁹。12(同24)年3月にソウルで開催された2回目となる核セキュリティ・サミットでは、核物質の管理、輸送や不正取引、核鑑識¹⁰など核セキュリティのために国際社会が取り組むべき課題などが採択された。

このように、国際社会が核不拡散・核軍縮へ向け、着実に、大きく前進を始めたことは、国際的な安全保障環境の

改善に資するもので、歓迎すべきものである。

2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。したがって、生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段¹を求める国家やテロリストなどの非国家主体にとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②曝露^{ばくろ}から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的效果を与える、⑤種類および使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している²。

生物兵器への対応については、生命科学の進歩が誤用または悪用される可能性なども指摘されており、こうした懸念も踏まえつつ、例えば、米国では09(平成21)年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針を策定し³、病原菌や毒素の管理を徹底させる

措置⁴をとることとした。

化学兵器については、イラン・イラク戦争中に、イラクが、マスタードやタブン、サリン⁵などを繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用した⁶。また、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾⁷などが存在していたとされる⁸。

こうした兵器を求めているとされる国家として、たとえば、北朝鮮がある。また、95(同7)年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01(同13)年の炭疽菌入り郵便物事案や04(同16)年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。

11-9 この会合の成果としては、①中東決議の実施に関する現実的な措置(例：12(平成24)年の国際会議開催を支持)につき合意したこと、②核軍縮につき「明確な約束」が再確認されたこと、③具体的な核軍縮措置につき核兵器国が14(同26)年のNPT運用検討会議準備委員会に進捗を報告することが合意された。

10 検出された核物質のほか放射性物質の出所を特定し、不正取引および悪意をもった使用を行った者を訴追するための証拠を提供することを目的としたもの

2-1 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など

2 防衛庁(当時)「生物兵器対処に係る基本的考え方」(02(平成14)年1月)

3 09(平成21)年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針である「生物学上の脅威に対する国家戦略」が発表された。オバマ米大統領は10(同22)年1月の一般教書演説で、生物テロや感染症に迅速かつ効果的に対応するための新たなイニシアティブを立ち上げている、と述べた。

4 米大統領令(10(平成22)年7月2日)

5 マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤

6 特に88(昭和63)年にクルド人の村に対して行われた化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

7 化学剤の原料となる比較的無害な2種類の化学物質を別々に充填した兵器で、発射の衝撃などでこれらが弾頭内で混合され、化学反応が起き、化学剤が合成されるように考案されたもの。当初から化学剤を充填したものに比較して貯蔵、取扱が容易である。

8 09(平成21)年2月、イラクは化学兵器禁止条約(CWC)の締約国となった。

Chemical Weapons Convention

3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段としても使用されるものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているため、有効に対処することは一般的に困難とされている。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高く、また、軍事的対峙が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃

や威嚇の手段としても利用される。

近年こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストなどの非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘されている¹。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。一方で、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難とされている²。また、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶などに隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる³。

4 大量破壊兵器の移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることもある。たとえば、通常戦力の整備に資源を投入できないためにこれを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なリスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が少なく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど政府の統治能力が低いものもある。このため、こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性は高いと考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移

転・流出する可能性が高くなっていることが懸念されている。たとえば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、ダーティボム¹などをテロの手段として活用する危険があり、テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用については、各国で懸念が共有されている²。

パキстанは、70年代から核開発を開始したとみられており、04(平成16)年2月には、カーン博士らにより北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とするパキスタンの核関連技術が移転されたことが明らかになった³。

北朝鮮については、米国は、02(同14)年10月にケリー米国防務次官補(当時)が訪朝した際、北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと発表しており、北朝鮮がプルト

3-1 06(平成18)年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、巡航ミサイルを使用したとされる。また、イスラエルは11(同23)年3月、臨検した貨物船から対艦巡航ミサイル6発などを発見した旨発表している。

2 米議会調査局「巡航ミサイルの拡散」(05(平成17)年7月28日)

3 米国は、中国やイランなどによる弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発・配備について、前方展開された米軍部隊を脅かすおそれがあるとして懸念している。

4-1 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

2 こうした懸念を踏まえ、04(平成16)年4月には、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、すべての国が支援の提供を控え、これらの活動を禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することなどを決定する旨を定めた安保理決議第1540号が採択された。また、07(同19)年7月には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が発効している。

3 04(平成16)年2月、パキスタンのムシャラフ大統領(当時)は、パキスタン政府の関与を否定しつつ、カーン博士らが核技術の拡散に関与していたと公表した。ブッシュ米大統領(当時)は同月の演説で「カーンとその助手たちは、イラン、リビア、北朝鮮に、パキスタンの旧型の遠心分離機的设计図とともに、さらに進んだ効率的な型的设计図を供給した。このネットワークはこれらの国々に遠心分離機の部品や、ある場合には完全な遠心分離機を供給した」と述べた。05(同17)年9月には、ムシャラフ大統領(当時)が、カーン・ネットワークが北朝鮮に「おそらく1ダース」の遠心分離機を輸出したとの認識を示したと伝えられている。なお、10(同22)年10月、パキスタンの高等裁判所がカーン博士に対し核計画について言及しないよう命じたと伝えられている。

ニウム型だけでなくウラン型の核兵器開発を進めている可能性が明らかになっていたが、10(同22)年11月、北朝鮮は訪朝した米国人専門家に対してウラン濃縮施設を公開し⁴、また、軽水炉の燃料のために数千基規模の遠心分離機を備えたウラン濃縮工場が稼働していると発表した。このほか、北朝鮮が、シリアの秘密裡の核関連活動を支援していたとの指摘もある⁵。

参照 1章2節

大量破壊兵器の移転・拡散に対して、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器関連活

動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、または、大量破壊兵器計画を廃棄させることにつながっている⁶。

弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国による東風3(CSS-2)、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。特に、パキスタンのガウリやイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが元になっているとされている。

5 イランの核開発をめぐる問題

イランは、NPTのもとでの原子力の平和的利用を掲げ、70年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきた。しかし、02(平成14)年、大規模ウラン濃縮施設などの秘密裡の建設が反体制派組織により公表され、IAEAの調査を通じて、イランが長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵器の開発につながりうるウラン濃縮などの活動を行っていたことが明らかとなり、05(同17)年9月には、IAEA理事会がイランの保障措置協定違反を認定した。

国際社会は、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動

は平和的目的であるとのイランの主張に確証が得られないとして強い懸念を表明し、累次の国連安保理決議¹およびIAEA理事会決議の中で、イランがすべての濃縮関連・再処理活動の停止などを行うことを要求している。

09(同21)年9月、イランがIAEAとの保障措置協定に基づく申告義務に従わず、中部コム近郊で新たなウラン濃縮施設の建設を行っていたことが明らかとなった²。また、イランは、10(同22)年2月には、医療用アイソトープを製造する研究用原子炉への燃料供給のためとして、ウラン濃度を5%以下から約20%に高めるための濃縮を開始し、11

- 4-4 12(平成24)年1月の米国国家情報長官(DNI)「世界脅威評価」は、「北朝鮮の(ウラン濃縮施設の)公開は、北朝鮮がこれまでウラン濃縮能力を追求してきたとの米国の長年にわたる評価を裏付けるものである。」と指摘している。北朝鮮は、09(同21)年6月の北朝鮮外務省声明、同年9月の北朝鮮国連常駐代表団国連安保理議長宛て書簡および10(同22)年11月の報道などを通じ、ウラン濃縮の実施に言及している。
- 5 12(平成24)年1月のDNI「世界脅威評価」は、「北朝鮮が(07(同19)年に破壊された)シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮の拡散活動の範囲を示すものである」としている。国際原子力機関(IAEA)は11(同23)年5月、シリアで破壊されたこの原子炉について、IAEAに申告すべき原子炉であった可能性が極めて高いと評価する旨報告した。
- 6 リビアは、03(平成15)年3月から、米英と水面下で協議を重ねた結果、同年12月すべての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06(同18)年8月には、IAEA追加議定書を批准するなどしている。一方、多国籍軍によるリビアに対する軍事行動を受けて、北朝鮮は11(同23)年3月、リビアにおける大量破壊兵器の破棄方式を、武装解除させた上で軍事的に襲撃する「侵略方式」と批判した。
- 5-1 06(平成18)年7月採択の国連安保理決議第1696号、同年12月採択の同決議第1737号、07(同19)年3月採択の同決議第1747号、08(同20)年3月採択の同決議第1803号、10(同22)年6月採択の同決議第1929号。1737号、1747号、1803号、1929号は、イランの濃縮関連、再処理、重水関連活動および核兵器運搬システムの開発に寄与しうるすべての物資・技術などのイランへの供給、売却、移転の防止や、拡散上機微な核活動または核兵器運搬システムの開発に関連する個人・団体の資産凍結の義務付け、イランに対する戦車、戦闘機、ミサイルシステムなどの供給、売却または移転の防止、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動(弾道ミサイル技術を用いた発射を含む)の禁止、イランへの供給、売却、移転または輸出が禁じられている品目を含むと信じる合理的な根拠があることを示す情報がある場合の自国の領域内での貨物検査要請、旗国の同意を得た上で公海上で船舶検査を要請できることへの留意、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発に寄与しうる信じる合理的な根拠があることを示す情報がある場合のイランの銀行の支店開設禁止措置などの要請を内容としている。
- 2 米国は、同施設について、その規模および形状から平和的利用には適していないと評価しており、イランは当初同施設を秘密にする意図を持っていたが、この秘密性が損なわれたことから、秘密施設としての同施設の価値がなくなりIAEAに通知を行ったものと指摘している(米政府高官によるイランの核施設に関する背景説明(09(平成21)年9月)ならびに米国大統領、フランス大統領および英国首相によるイランの核施設に関する声明(09(同21)年9月))。

(同23)年12月には、この濃縮作業を前述の新たな濃縮施設でも始めた³。こうしたイランの核開発活動について、IAEAは、ミサイル弾頭開発との関連を含む軍事的側面の可能性⁴があるとの懸念を示すとともに、高性能爆薬を使用した実験との関連が疑われる軍事施設へのIAEA調査団の立ち入りを認めないなど、イランがそうした懸念を払拭するために必要な協力を行っていないため、平和的目的であるとの確証が得られないと指摘している。

この問題に関して、米国や欧州連合(EU)などは、独自の措置を通じてイランに対する制裁を強化している。米国は、11(同23)年12月、イラン中央銀行を含むイランの金融機関と相当の取引を行った第三国の金融機関が米国内で口座を開設・維持することを禁止する規定を盛り込んだ法律を制定した⁵。また、EUは、12(同24)年1月、イランからの原油および石油化学製品の輸入禁止を決定した⁶。一

方、イラン側はホルムズ海峡の封鎖を示唆しつつ⁷、IAEA調査団を受け入れ⁸、核開発問題に関する交渉を行ってきたEU3+3(英仏独米中露)との協議を再開するなど⁹、外交的な駆け引きが活発化している¹⁰。国連安保理などの国際社会は、引き続き交渉を通じた平和的・外交的解決を追求している。

なお、イランとその周辺地域における軍事面での動向に特段の変化は見られないものの、イラン海軍が11(同23)年12月から12(同24)年1月にかけてホルムズ海峡を含む周辺海域で軍事演習を行う一方、米国は周辺海域における海軍のプレゼンスを継続している。

わが国は、原油の約8割を中東地域から輸入しており、同地域の平和と安定はわが国にとって重要であることから、引き続き関連動向に注目していく必要がある。

-
- 3 12(平成24)年5月のIAEA事務局長報告は、これまでに、イランは濃度約20%の濃縮ウランを計145.6kg製造したと見積もっている。ウラン235の濃度が20%以上のものは高濃縮ウランとされており、一般的には研究目的で使用されている。また、兵器に用いる場合は、同90%以上が一般的とされている。
- また、同報告は、コム近郊のウラン濃縮施設で採取したサンプルを調査した結果、イラン側の申告を超える濃度約27%の濃縮ウランが検出されたとしている。これについてイラン側は、「施設運用者が制御することのできないような技術的な理由により、目標濃度以上の濃縮ウランが製造されることもあり得る」としているが、IAEAはさらなる詳細の説明を求めるとともに、同施設において再度サンプルを採取し、これを分析中であるとしている。
- 4 11(同23)年11月、IAEAは、高性能爆薬の起爆に関する情報の存在など、イラン核計画の軍事的側面の可能性について詳細を列挙した報告書を公表した。なお、米国は「イラン政府の指示の下で軍部が核兵器開発を行っていたが、03(平成15)年秋、同開発を停止した。しかし、イランは少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けている。」との評価を公表している(米国家情報会議「国家情報評価」(07(同19)年12月)、米国家情報長官「世界脅威評価」(12(同24)年1月))。
- 5 同法律発効(11(平成23)年12月31日)から180日以降からの金融取引に適用される。なお、第三国がイランからの原油調達を相当程度削減する場合には、当該第三国への制裁を免除する旨の規定も存在する。
- 6 既存の契約に基づく輸入は12(平成24)年7月1日まで許可される。
- 7 11(平成23)年12月、イラン海軍司令官は、ホルムズ海峡は完全にイランの管理下にあり、水を飲むよりたやすく封鎖できる旨発言したと伝えられている。
- 8 IAEAは、12(平成24)年1月、2月および5月、核計画に関する未解決の問題の解決を目的としてイランと協議を行った。
- 9 イランとEU3+3の協議は、11(平成23)年1月にトルコで行われた後に中断していたが、12(同24)年4月、約1年3か月ぶりの協議がトルコで開催され、NPTが今後の交渉の土台となることなどが合意された。また、同年5月にはイラクで、6月にはロシアでそれぞれ協議が開催されたが、EUのアシュトン外務・安全保障政策上級代表は、依然として双方の立場に大きな相違が存在するとしており、今後も協議が継続される予定となっている。
- 10 オバマ米大統領は、12(平成24)年1月の一般教書演説において、イランの核兵器獲得を阻止するためにいかなる選択肢も排除しないとしつつ、平和的解決は依然として可能であり、よりよい解決法であると発言している。また、イスラエルのバラク国防相は同年2月、制裁によりイランの核開発を止めることができなかつた場合には行動に出ることを検討すべきであるとする一方、すべての選択肢を残しつつ、イランの核開発阻止に向けた国際社会の取組を支援し続けると発言したと伝えられている。